

【地区公民館等】施設利用に際しての予防対策ガイドライン

令和2年5月 22 日 制定

令和 2年6月 8日 改定

令和 2年8月 1日 改定

令和 2年9月 1日 改定

令和2年 10月 1日 改定

令和2年 11月 1日 改定

佐渡市教育委員会社会教育課

新型コロナウイルス感染拡大防止と公民館施設等(以下「公民館」という。)での活動の両立を進めるために、「新しい生活様式」の実践を図りながら、公民館内における感染拡大防止対策の基本的な考え方を示すものである。

本ガイドラインは、今後の対応方針の変更のほか、感染拡大の動向等を踏まえ、適宜改定を行うものとする。

1 対策の期間

○11月1日から当分の間

2 感染防止のための基本的な考え方

施設管理者は、公民館の規模や利用の形態を十分に踏まえて、公民館内及びその周辺地域において、職員及び公民館の日直等の業務を受託する者(以下「職員等」という。)並びに公民館利用者(以下「利用者」という。)への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、以下の対策を講ずるものとする。

特に①密閉空間、②密集場所、③密接場所の3つの条件(いわゆる「三つの密」)のある場所では感染を拡大させるリスクが高いと考えられることから、これらを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないよう徹底する。

3 具体的な対策

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染のそれぞれについて、職員等や利用者の動線や接触等のリスクを評価するとともに、実施事業によっては大規模な人数移動等が想定されることもあるため、③集客施設としてのリスクや④地域における感染状況のリスクにも留意し、以下の対策を講じた上で利用させること。

(1) 公民館使用における感染防止対策

① 密が発生しない(最低限人と人が接触しない)程度の間隔を確保する。ただし、

大声での発声等が想定される場合等は、十分な人と人との間隔(1m)を要することとする。

- ② 家族等の一集団(5名以内)と他の集団との距離が十分な間隔(概ね1m以上)を空けて配置する。
- ③ 入口等に手指消毒の消毒設備を配置する。
- ④ 部屋の定員の100%以内の人数とする。(ただし、100%以内とするが収容率上限については、「(10)イベントや講座等の開催制限について」のとおりとする)
- ⑤ 活動でのゴミは各自で持ち帰る。
- ⑥ その他必要な感染症予防対策
- ⑦ 具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断される場合は、施設使用に係る申請者(以下「主催者」という。)に対して、事業の自粛を促す。

(2) 利用者の安全確保のために実施すること。

- ① 次の項目に該当する方の利用は控えるよう周知する。
 - ・平熱+1度以上の熱がある場合
 - ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさや軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - ・同居家族や身近な知人に感染者が疑われる方がいる場合
 - ・過去2週間以内に感染流行地への訪問歴があり、発熱・息苦しさ、強いだるさや喉・咽頭痛などの症状がある場合
- ② 予約または利用受付時に、利用者(団体の場合は代表者)の連絡先等の把握を行う。ただし、イベント・行事・事業・会議等で利用する場合、主催者は以下のいずれかの方法により参加者の連絡先等の把握を行う。
 - ・事前予約時に把握する。
 - ・「接触確認アプリ(COCoA)」や「新潟県新型コロナお知らせシステム」を利用する。
 - ・利用者名簿等を作成し把握する。
- ③ 咳エチケット、マスク着用(2歳未満は不要。5歳未満の幼児は必須ではない。)、手洗い・手指の消毒の徹底を促す。
- ④ なるべく短い利用時間となるよう心がけることを促す。
- ⑤ 3密(密閉、密集、密接)を回避するよう促す。
 - ・座席は、家族等の一集団(5名以内)と他の集団との距離が十分な間隔(概ね1m以上)を空けて配置する。
 - ・入退場時には、最低1m(できるだけ2mを目安に)の間隔を空けた整列を促すことや、人が密集しないような工夫(時間差入退場等)を行う。
 - ・大声での会話等を避ける。
 - ・互い違いや横並びに座るなど、正面での会話が起これないように留意する。
 - ・こまめに換気をする。(1時間に1回、5~10分程度)
- ⑥ 備品等の貸出物については十分な消毒を行うものとするが、十分な消毒が行えない場合は、貸出を行わないこととする。

⑦ パンフレット等の配布物は、できるだけ手渡しで配布せず、設置したものを参加者が取る等の工夫をする。

(3) 職員等の安全管理のために実施すること。

① 職員等に対して定期的な検温や健康記録を促し、特に平熱+1度以上の熱が記録された場合や、息苦しさ(呼吸困難)・強いだるさや、咳・咽頭痛などの症状が記録された場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促すとともに、診断結果は社会教育課又は各地区教育事務所で記録する。また、自宅待機とする。

② 咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒を徹底して実施する。

③ 職員等に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

(4) 公民館利用に当たって特に留意すべきこと。

① 直接手で触れることができる展示物等はできるだけ展示しない。

② 公民館内で大勢の人数が滞留しないための措置を講じる。また、室内で近距離の会話を避け、マスク着用、密の回避、換気等の十分な対策を講じた上で行う。

③ 施設利用中に感染が疑われる者が出た場合、以下のとおり対応する。

・速やかに別室へ隔離を行う。

・対応する職員等は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じた上で対応する。

・感染が疑われる者が確認された部屋の換気を行う。

・職員は保健所と連携し、濃厚接触者調査への情報提供に協力するとともに、施設の消毒や管理について相談・指導を受ける。

・感染が疑われる者と接触した職員等及び利用者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。

(5) 施設管理

① マスクの着用を徹底する。

② 清掃、消毒、換気を実施する。

③ 特に、他者と共有する物品(ペンなど)やドアノブなど手が触れる場合は定期的に消毒を行うとともに、手が触れる機会が最低限となるよう工夫する。(例:ドアを開けておく。)

④ 高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、蛇口、手すりなど)については、定期的に消毒を行う。

⑤ 受付等においては、アクリル板やビニールカーテンなどにより職員等と利用者との間を遮断し、飛沫感染を予防する。

⑥ 飲食をする場合には、対面での飲食とならないようにするほか、最低1m(できるだけ2mを見安に)の間隔を空けて座席を配置する。それが困難な場合もパー

テーションを設ける等工夫する。

- ⑦ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ⑧ 清掃、ゴミの廃棄を行う場合は、マスクや手袋の着用を徹底し、廃棄作業を終えた後は、必ず石鹸と流水で手洗いを行う。

(6) ロビー、休憩スペース

- ① 間隔を置いたスペースとなるよう工夫する。
- ② 常時換気を行う。
- ③ テーブル、椅子等の消毒を定期的に行う。

(7) 調理実習室

- ① 混雑時の入場制限を実施する。
- ② 換気を徹底する。
- ③ 調理器具、食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底する。
- ④ 調理室等を利用する者は、体調管理、マスクの着用及び手指消毒を徹底する。
- ⑤ 調理実習後飲食をする場合には、対面での飲食とならないようにするほか、最低1m(できるだけ2mを見安に)の間隔を空けて座席を配置する。それが困難な場合もパーテーションを設ける等工夫する。

(8) トイレ

- ① 不特定多数が接触する場所(便器、床、ドアノブなど)は、清拭消毒を行う。
- ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ③ 清掃者は必ずマスクと手袋を着用し、可能であれば換気しながら清掃を行う。

(9) 広報・周知

職員等及び利用者に対して、次の事項を周知する。

- ・社会的距離の確保の徹底
- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ・健康管理の徹底
- ・差別防止の徹底
- ・本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応

(10) イベントや講座等の開催制限について

	収容率上限	
イベントの 類型	大声での歓声・声援等 がない前提	大声での歓声・声援等 がある想定
	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)

※収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない(最低限人と人が接触

しない)程度の間隔を空けることとする。ただし、大声での発声等が想定される場合等は、十分な人と人との間隔(1m)を要することとする。